

# 千葉県立保健医療大学設置管理条例

平成二十年十二月十九日

条例第五十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県立保健医療大学の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、保健医療に関する専門的かつ優れた知識及び技術を教授研究するため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条の規定による大学として、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）を千葉市に設置する。

(学部等)

第三条 大学に健康科学部（次項において「学部」という。）を置く。

2 学部に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の入学定員、編入学定員及び修業年限は、同表の入学定員の欄、編入学定員の欄及び修業年限の欄に定めるとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	修業年限
看護学科	八十人	十人	四年
栄養学科	二十五人		四年
歯科衛生学科	二十五人		四年
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	二十五人	四年
	作業療法学専攻	二十五人	

3 前項の歯科衛生学科に、学生の実習に資するため、歯科診療を行う施設を置く。

(授業料等の徴収)

第四条 大学の授業料、研修料、入学料、入学検査料及び証明書交付手数料並びに歯科診療料及び文書料の徴収については、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定（入学料及び入学検査料に係る部分に限る。）及び次項（使用料及び手数料条例別表第二中千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）に基づくものの項の次に加える改正規定（入学料及び入学検査料に係る部分に限る。）に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県立衛生短期大学設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第一号）に基づくものの項中歯科診療料の目及び文書料の目を削り、同表中千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県立保健医療大学設置管理条例(平成二十年千葉県条例第号)に基づくもの	授業料	学生		一年につき	五十三万五千八百円
		科目等履修生		一単位につき	一万四千八百円
		特別聴講学生		一単位につき	一万四千八百円
		聴講生		一単位につき	一万四千八百円
		研究生		一月につき	二万九千七百円
	研修料			一月につき	三万六千八十円
	入学料	県内の者	学生	一回につき	二十八万二千円
			科目等履修生	一回につき	二万八千二百円
			聴講生	一回につき	二万八千二百円
			研究生	一回につき	八万四千六百円
		県外の者	学生	一回につき	四十二万三千円
			科目等履修生	一回につき	四万二千三百円
			聴講生	一回につき	四万二千三百円
			研究生	一回につき	十二万六千九百円
入学検査料	学生		一回につき	一万七千円	
	科目等履修生		一回につき	九千八百円	

	聴講生	一回につき	九千八百円
	研究生	一回につき	九千八百円
証明書交付手数料		一通につき	四百円
歯科診療料	診療報酬算定方法その他法令等に定めのある診療	消費税法第六条第一項の規定により消費税を課されないこととなる診療	健康保険医療費等
		その他	健康保険医療費等及び消費税法が適用されなかつたとした場合における診療に要した費用を勘案し、知事が定める額に百分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	その他		消費税法が適用さ

			れなかつたとした場合における診療に要した費用を勘案して知事が定める額に百分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
文書料	診断書料又は証明書料	一通につき	千六百八十円
<p>(摘要)</p> <p>一 休学し、又は学年の中途において卒業する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。</p> <p>二 休学を許可された者の授業料の額の算定については、当該休学の期間の初日の属する月の翌月分から当該休学の期間の末日の属する月の前月分までは算入しないものとする。休学の期間の初日が月の初日に当たるときの当該月分及び休学の期間の末日が月の末日に当たるときの当該月分についても、同様とする。</p> <p>三 学年の中途において卒業する者の授業料の額の算定については、当該卒業の日の属する月の当該月分を算入するものとする。</p> <p>四 県内の者とは学生にあつては入学の年の四月一日、科目等履修生、聴講生及び研究生にあつては入学の日現在において引き続き一年以上県内に住所を有している者その他知事が定める者をいい、県外の者とはその他の者をいう。</p>			

別表第三中千葉県立野田看護専門学校の授業料の項の次に次のように加える。

千葉県立保健医療大学の授業料	学生にあつては年額の二分の一の額を五月の末日まで、年額の二分の一の額を十月の末日まで、科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生にあつては全額を受講期間の初日から起算して二十日以内、研究生にあつては全額を研究に従事すべき期間の初日から起算して二十日以内
千葉県立保健医療大学の研修料	全額を研修の期間の初日から起算して二十日以内

(千葉県立衛生短期大学設置管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 千葉県立衛生短期大学設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十年千葉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「ただし」の下に「、第一条中千葉県立衛生短期大学設置管理条例第三条第二項を削る改正規定は平成二十一年四月一日から」を加え、「、平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。